

## 公 告

### 公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和7年5月7日

金沢市長 村山 卓

#### 1 対象業務

業務名 金沢市納税事務業務委託  
履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで  
業務概要 納税課の窓口・電話対応、滞納整理事務補助等業務

#### 2 応募資格

##### (1) 応募者の資格要件

ア 応募者は、次の要件に該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

(ア) 金沢市の令和7年度役務の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

入札参加資格申請については金沢市公式ホームページを参照すること。

(イ) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。  
提出から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

(ウ) 次の(a)から(c)のいずれにも該当しないこと。

(a) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(b) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

(c) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなしている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかつた者とみなす。

(エ) 別紙「金沢市納税事務業務委託仕様書」に規定する業務に対応できること。

- (オ) 令和2年4月1日以降に人口20万人以上の方公共団体において、類似業務（地方税徴収の窓口・電話対応、滞納整理に係る事務補助業務）について履行した実績があること。
- (カ) プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
- (2) 応募資格の制限
- 次に該当する者は、2(1)の応募者の資格要件を満たしても本プロポーザルの応募者となることができない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。
- ア 金沢市納税事務業務委託事業者選定委員会の委員
- イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

### 3 提出書類及び提出期限

- (1) 参加表明書
- 部数 1部  
提出期限 令和7年5月23日（金）午後5時45分
- (2) 企画提案書等
- 部数 正本1部、副本10部  
提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時45分

### 4 実施要領等の公表

金沢市納税事務業務委託公募型プロポーザル実施要領、金沢市納税事務業務委託仕様書、提出書類様式を公表します。希望者は、金沢市公式ホームページ「いいね金沢」一市の組織別業務案内一総務局一納税課一業務案内一金沢市納税事務業務委託に係る公募型プロポーザルの実施についてからダウンロードすることができます。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagisu/zeimuka/gyomuannai/index.html>

### 5 審査方法

金沢市納税事務業務委託事業者選定委員会において、提案者の中から、企画提案書の内容及びヒアリングの内容を総合的に勘案した上で、評価基準に基づき評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を選定します。

### 6 問合せ先

この公告及び詳細に関する問合せ先は次のとおりです。

金沢市総務局納税課

[電話] (076) 220-2171 [FAX] (076) 220-2154 [E-mail] zeimu@city.kanazawa.lg.jp